



境町税務課

# 「町・県民税申告」と「所得税の確定申告」のご案内

## 【申告期間】

令和8年 2月 16 日(月) ~ 3月 16 日(月)  
(土・日・祝日は除く)申告は  
期限内に!!

上記の期間中、境町役場 4 階会議室にて、令和 7 年分の申告受付を行います。下記の内容をご確認のうえ、申告が必要な方は必ず期限内に申告をしてください。

期限内に申告をしなかった場合、町・県民税額の算出や証明書の発行、国民健康保険税の算出、各種手当等の受給に支障が出る場合があります。

## 今年度から確定申告会場の【受付方法】が変わります！

今回から「インターネット予約」を導入し、受付方法を変更します。



確定申告会場の混雑緩和と住民の皆様の待ち時間短縮のため、今年度から「インターネット予約」を導入し、受付方法を変更します。

申告会場では、インターネット予約された方を優先的にご案内します。

当日受付も可能ですが、「時間指定整理券」の配布数には限りがありますので、なるべくインターネット予約をご利用ください。

## 【予約受付期間】 1月 20 日(火) ~ 3月 13 日(金)

※予約日の前日 17 時まで予約できます。



## 【予約方法等】

- スマートフォンまたは境町のホームページから予約してください。  
申告予約 URL (<https://karikeisan.ibakei.ne.jp/ZJY14L/>)  
※本紙 7 ページにスマートフォンでの予約方法を掲載しております。
- 予約は申告者 1 名につき 1 件までです。
- 同一世帯の方の分をまとめて申告される場合は、必要人数分の予約を行ってください。
- 状況により、順番が前後したり、受付時間内にお呼びできない場合があります。

## 申告会場混雑予想カレンダー ※昨年の申告状況を参考にしたものです。

2月						
月	火	水	木	金	土	日
17	18	19	20	21	22 閉庁日	23 閉庁日
24 閉庁日	25	26	27	28		

3月						
月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	8 閉庁日	9 閉庁日
10	11	12	13	14	15 閉庁日	16 閉庁日
					17	

※⚠ = 混雑が予想される日。あくまで参考ですので、ご自身の判断でご来庁ください。

## 「作成済みの確定申告書」の預かりはできません！

役場申告会場での「作成済みの確定申告書」の預かり（税務署への回送）はできませんので、古河税務署へ直接郵送で送付してください。



下記の申告等は、役場では申告できません。「古河税務署」で申告してください。

- (1) 謹渡所得（株式、土地・建物、その他の資産の譲渡によって生じる所得）の申告
- (2) 配当所得や先物取引に係る所得の申告
- (3) 初年度の住宅借入金等特別控除の申告
- (4) 贈与税、消費税の申告
- (5) 国外に居住する親族を扶養とする申告
- (6) 修正申告や更正の請求
- (7) 亡くなられた方の申告（準確定申告）

※境町の申告会場では、町・県民税の申告および「簡易な」所得税の申告のみを受け付けています。

上記の申告等をする場合は、古河税務署で申告（郵送可）していただきか、電子申告（e-Tax）をご利用ください。



【問合せ先】古河税務署 ☎0280-32-4161（代表）※自動音声案内に従い、2 番を選んでください。

## 【新型コロナ・インフルエンザ等感染防止対策】※マスクを着用してご来場ください！！



- ①申告会場への入場前に検温・手指消毒を実施します。



※発熱が認められた方や咳等の症状のある方は入場をお断りさせていただく場合があります。

- ②長時間の滞在をさけるため、会場内に記載台を設けません。「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」は必ずご自宅で作成して持参してください。



※未作成で来場された場合には、申告受付できませんので、ご注意ください。

- ③「3密」を避けるため、会場内に待合室を設けません。



※整理券記載の受付時間10分前には、申告会場付近でお待ちください。呼出し機や携帯電話で呼び出しきることもありますので、携帯電話をお持ちの方は、忘れずにご持参ください。

## 申告が必要な方【令和8年1月1日現在、境町にお住まいで次に該当する方】

### (1) 営業、農業、不動産などの収入があった方



### (2) 給与所得者で次に該当する方

- ①勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない方  
②令和7年中に退職し年末調整をしていない方、2か所以上から給与を受けた方  
③給与以外に所得のあった方  
※給与以外の所得が20万円以下で確定申告の必要がない方でも、町・県民税の申告は必要です。  
④各種控除の追加・変更のある方  
※年末調整をした上で、控除対象扶養親族とした方の所得金額が58万円を超える場合には、扶養控除を外す申告が必要になります。アルバイト等であっても所得になりますのでご注意ください。

### (3) 年金収入で次に該当する方

- ①公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金等）の収入が400万円を超える方  
②公的年金以外の収入（給与、営業、農業、不動産などの収入）がある方  
③配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除の追加・変更がある方  
④社会保険料控除の追加がある方  
※年金から差し引かれている介護保険料等以外に、納付書や口座で国民健康保険税等を納付している方  
⑤医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除がある方

### (4) 収入がない方または非課税所得（障害年金、遺族年金、失業保険等）のみで次に該当する方

- ①令和8年度分の所得・課税等の税に関する証明書等を必要とする方  
※申告書を提出されない場合は、所得・課税等の税に関する証明書等の発行ができませんのでご注意ください。  
また、証明書の発行は令和8年6月以降となります。  
②国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の方  
※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算出、軽減及び高額療養費や限度額認定証の適用に必要となります。  
③医療福祉費支給制度（マル福）や児童扶養手当等を受給される方

## 申告を必要としない方

- (1) 税務署に確定申告書を提出する方（役場での申告は不要です。）  
(2) 1か所からの給与所得のみで、年末調整が済んでおり、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている方で、控除の追加等のない方  
(3) 収入がなく、申告や年末調整で同一世帯員の扶養になっている方

## 申告に必要な書類と注意事項



※スムーズな申告のため、必要書類を事前に整理してご来場ください。

対象者	持参するもの	詳細	<input checked="" type="checkbox"/>
全員	・マイナンバーカード ・身分証明書	マイナンバーカード又は通知カード+身分証明書	
収入のある方	給与・年金	・源泉徴収票	紛失した場合は、給与・年金支払者から再発行を受けてください。
	営業・農業・不動産	・収支内訳書 (青色申告決算書)	<b>必ず来場前に収支内訳書(青色申告決算書)を作成し、持参してください。</b> 昨年の写しをお持ちの方は、併せてご持参ください。
	外交員報酬	・収支内訳書 ・支払調書	<b>必ず来場前に収支内訳書を作成し、持参してください。</b>
	一時金など	・支払証明書	生命保険の一時金・満期金などの収入があった方
控除の申請がある方 (源泉徴収票に記載されたものは除く)	社会保険料控除	・証明書 ・領収書	国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金などの支払があった方
	医療費控除	・医療費控除の明細書 ・医療費通知	<b>必ず来場前に5ページの「医療費控除の明細書」を作成し、持参してください(切り取って提出)。</b> 詳細については、記入例をご参照ください。
	セルフメディケーション税制	・医療費控除の明細書 ・添付書類	健康増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行ったことが分かる書類が必要です。
	生命保険料控除・地震保険料控除	・控除証明書	生命保険料(一般・介護医療・個人年金)、地震保険料などの支払があった方。保険会社から発行される控除証明書が必要です。
障害者控除			
	障害者控除	・障害者手帳 ・認定証明書 (介護福祉課で発行)	障害者手帳、障害を認定する証明書が必要です。
寄附金控除			寄附金の受領証又は証明書などが必要です。 <b>※ふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出された方が確定申告を行う場合、ワンストップ特例の適用を受けることができません。</b> <b>ふるさと納税の受領証又は証明書を持参し、併せて確定申告してください。</b>
	税務署からハガキが送付されている方	・令和7年分 確定申告のお知らせ	
還付がある方	・口座番号が分かるもの	本人名義の口座番号が分かるものが必要です。	

※前年、役場で申告された方については、税務署から申告書類が送付されません。収支内訳書等の様式が必要な方は、役場窓口等で事前に入手してください。  
国税庁のホームページから様式をダウンロードしてご利用いただくこともできます。

【国税庁ホームページURL】 <https://www.nta.go.jp/>

## 医療費控除

申告する方やその方と生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合は、所得金額から差し引くことができます。

■平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出に代えて「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

■医療費の領収書は、自宅で 5 年間保存する必要があります。

※税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

## 医療費控除 Q & A <よくある質問>

Q	A
支払った医療費が全額戻るのですか？	× 自己負担から一定額を引いた額を所得から控除するもので、所得税や町・県民税を減額させる制度です。医療費の還付ではありません。
支払った医療費が 10 万円を超えないし、控除対象にならないのですか？	× 医療費から補填額を差し引いて 10 万円を超えると対象です。所得 200 万円未満の場合は、所得の 5% を超えた額となります。
歯並びが悪く、印象が悪いので歯列矯正をしたのですが、控除対象になりますか？	× 成人してからの容貌を美化する費用は対象外です。ただし、お子さんの歯列矯正は控除対象となります。
介護サービスの費用は、全額控除対象となりますか？	× 介護サービスの一部が対象です。詳しくは税務署又は税務課にご相談ください。国税庁のホームページもご覧ください。
出産の費用は、医療費控除の対象になりますか？	○ 出産費のほか、定期健診費用も対象となります。 なお、腹帯等の購入費は衣類のため対象なりません。
領収書を整理中に、令和 6 年 12 月に入院し、令和 7 年 1 月に支払いをした領収書が出てきました。今回の控除に算入できますか？	○ 支払日が基準となります。 令和 7 年 1 月～12 月中に支払われた医療費が、今回の医療費控除の対象となります。

## 令和 8 年度（令和 7 年分） 町民税・県民税（住民税）等の主な改正点

### ■基礎控除額の改正（所得税のみ）

合計所得金額に応じて基礎控除額が 48 万円から改正されました（**住民税は変更ありません**）。

合計所得金額	改正後基礎控除額	
	令和 7・8 年分	令和 9 年分以降
132 万円以下	95 万円	
132 万円超 336 万円以下	88 万円	58 万円
336 万円超 489 万円以下	68 万円	
489 万円超 655 万円以下	63 万円	
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円	

※改正後の所得税の基礎控除 58 万円に、改正後の租税特別措置法の規定による加算額を加算した額となります。

### ■給与所得控除の改正

給与所得控除について、55 万円の最低保証額が 65 万円に引き上げられました。

### ■扶養控除等の所得要件の改正

扶養親族や同一生計配偶者の所得要件が、48 万円以下から 58 万円以下へ引き上げられました。

### ■勤労学生の所得要件の改正

勤労学生の所得要件が、75 万円以下から 85 万円以下へ引き上げられました。

### ■特定親族特別控除の創設

居住者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の特定親族を有する場合には、その特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	
	所得税	住民税
58 万円超 85 万円以下	63 万円	45 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円	
90 万円超 95 万円以下	51 万円	
95 万円超 100 万円以下	41 万円	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	3 万円

※19 歳以上 23 歳未満の親族で、合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定扶養控除（所得税 63 万円控除・住民税 45 万円控除）の対象となります。

# 令和7年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。  
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。  
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	⑦	円

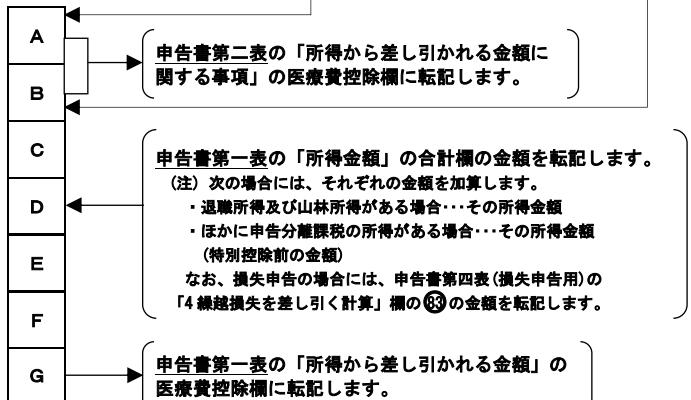
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支  
払った医療費の額、⑥保険者等の名称

## 2 医療費(上記 1 以外)の明細

「医療費を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補填される金額		
差引金額 $(\boxed{A} - \boxed{B})$	(赤字のときは 0 円)	
所得金額の合計額		
$\boxed{D} \times 0.05$	(赤字のときは 0 円)	
$\boxed{E}$ と 10 万円のいいずれか 少ない方の額		
医療費控除額 $(\boxed{C} - \boxed{F})$	(最高 200 万円、赤字のときは 0 円)	



## 記入例

## 令和7年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 境町〇〇〇番地□□□□ 氏 名 申告 太郎

## 1 医療費通知に関する事項

## ※医療費通知の原本が必要です

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。  
 ※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。  
 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
176,584 円	⑦ 155,300 円	① 20,000 円

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支  
 払った医療費の額、⑥保険者等の名称

高額療養費や生命保険会社などから

給付を受けた場合は記入してください。

## 2 医療費(上記1以外)の明細

「医療費を受けた方の氏名  
できます。上記1に記入

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
① 申告 太郎	□□病院	■診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400 円	円
② 同 上	△△薬局	□診療・治療 ■介護保険サービス ■医薬品購入 □その他の医療費	700 円	円
③ 同 上	JR、OOバス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ■その他の医療費	1,560 円	円
④ 申告 花子	××診療所	■診療・治療 □介護保険サービス ■医薬品購入 □その他の医療費	4,400 円	円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	円	円

## ■申告太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

## 申告太郎さんが受けた医療

2/18 □□病院 診療：6,000 円…① 通院費（JR、バス）往復：780 円…③  
 5/28 □□病院 診療：3,400 円…① 通院費（JR、バス）往復：780 円…③  
 △△薬局 医薬品：700 円…②

記入時は  
ご注意ください!!



## 申告花子さんが受けた医療

9/13 ××診療所 診療：3,300 円…④ 医薬品：1,100 円…④

- 医療費を受けた人
- 病院
- 薬局

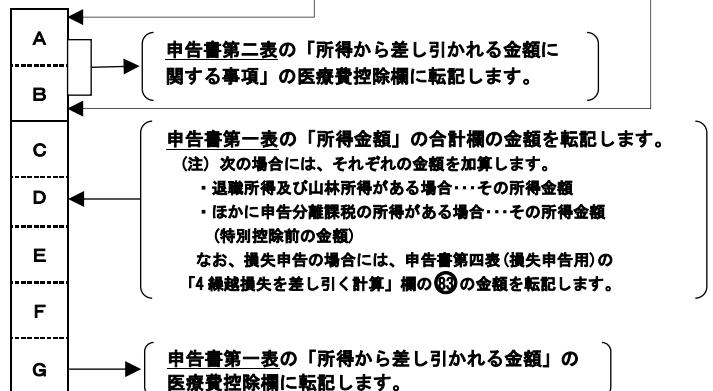
ごとに医療費を合計して記載します。

		□医薬品購入 □その他の医療費		
2 の 合 計			⑦ 16,060 円	① 0 円
医 療 費 の 合 計	A	(⑦+⑧) 171,360 円	B	(①+⑨) 20,000 円

## 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 171,360 円
保険金などで補填される金額	20,000
差引金額 (A-B)	(赤字のときは0円) 151,360
所得金額の合計額 (EとF)	10 少々
医療費控除額 (C-E)	(最高 200 万円、赤字のときは0円)

ここまで記入をお願い  
いたします。



## 「町・県民税申告」及び「所得税確定申告」受付日程表

【申告期間】 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)※土日祝日を除く

【受付時間】 午前の部 9:00 ~ 12:00

午後の部 13:00 ~ 16:00

【会場】 境町役場 4階 会議室A

インターネット予約方法（予約受付期間：1月20日(火)～3月13日(金)）

①スマートフォンで  
QRコードを読み取  
ってください。



申告予約  
システム

⑥「予約開始」を選択してください。

境町 申告受付予約	
予約内容	予約番号:0000000007
サカイ タロウ様	
会場	予約がありません。
日付	
時間	
<b>予約開始</b>	
<b>利用者情報修正</b>	

<p>②内容・注意事項を確認し、「次へ」を選択してください。</p>	<p><b>境町 申告受付予約</b></p> <p>お知らせ</p> <p>【申告受付の営みについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予約受付期間 1月20日（火）～3月13日（金）</li> <li>・予約受付時間 9：00～24：00</li> </ul> <p>※予約前の前日17：00まで予約可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予約は申告者1名につき1件までです。 (家族分で申告する場合は、申告する方それぞれのお名前で予約をしてください)</li> </ul> <p>【注意】</p> <p>収支内訳書や医療費控除の明細書等の作成が必要な時は、申込受付時までに作成をおねがいします。申込受付時に「複数ある場合、受付できない場合がございます。</p>	<p>【境町の会場で受付できない申告】</p> <p>下記の場合は、古河税務署で申告をおねがいします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年1月1日現在、境町に住民登録のない方</li> <li>・諸課金徴收の申告（株式、不動産、その他の資産の基準によって生じるもの）</li> <li>・当局所得や先物取引に係る所得の申告</li> <li>・初年度の住宅購入資金特例特別賦課の申告</li> <li>・所得以外の申告（贈与税、消費税等）</li> <li>・国外に赴任する親類扶養扶助する申告</li> <li>・修業宣誓や認定正の申請</li> <li>・亡くなられた方の申告（遺嘱認定申告）</li> <li>・号弓貸出に係る所得の申告</li> </ul> <p>※境町の申告会場では、町民税務署の申告および「簡易な」所持品の申告のみを受付しています。</p>
		<p>次へ</p>

<p>⑦質問内容を選び、 「次へ」を選択して ください。</p>	<p><b>境町 申告受付約</b></p> <p>申告条件選択      預約番号: 0000000007</p> <p>申告会場を選択してください。 境町役場 4階会議室</p> <p>営業・農業・不動産所得はありますか？</p> <p style="text-align: center;">歩 次へ</p> <p style="text-align: center;">戻る</p>
--	---

③新規で予約をするため、「いいえ」を選択してください。その後、いくつか質問が表示されますので、「はい」か「いいえ」を選択してください。

<b>境町 申告受付予約</b>
予約をする前に
既に予約を取られていますか？（予約の確認や取消す る場合は「はい」を選択してください）
<input checked="" type="checkbox"/> はい
<input type="checkbox"/> いいえ

<p>④任意のパスワード、 氏名カナ（カタカナ）、 電話番号を入力し、 「次へ」を選択してください。 メールアドレスを登録 すると、予約完了の通 知が届きます。</p>	<p><b>境町 申告受付予約</b></p> <p>利用者登録</p> <p>予約番号をお持ちでない方専用です。 利用者の情報を登録してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 新しいパスワードを設定する</p> <p><b>4～10桁の半角英数字をご入力ください。</b></p> <p><b>パスワード</b> <input type="password"/> 必須</p> <p>確認用 <input type="password"/> 必須</p> <p><b>氏名カナ</b> <input type="text"/> 必須</p> <p><b>電話番号</b> <input type="text"/> 必須</p> <p><b>メールアドレス</b> <input type="text"/></p>
--	--

⑨会場・日付・時間に  
間違いがないことを確  
認し、「この内容で予約」  
を選択してください。

**境町 申告受付予約**

予約前確認	予約番号: 0000000000
選択内容を確認してください。	
<b>まだ予約は完了していません。</b>	
会場	境町役場 4階会議室
日付	2月16日(月)
時間	9:00 ~ 9:30

**この内容で予約**

**戻る**

⑤利用者登録が完了しました。この画面をメモするか、スクリーンショットで保存し、「次へ」を選択してください。	<b>境町 申告受付予約</b> 利用者登録 予約番号:0000000007 利用者登録を完了しました。 次回以降は以下の番号で認証してください。 予約番号 0000000007 パスワード 1111 氏名カナ サカイ タロウ 電話番号 0280-12-3456 メールアドレス <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;">           この画面の内容をメモして保管してください。         </div> <div style="text-align: right; background-color: #ffff00; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;">           次へ         </div>
---	--

申告期間中は、大変な混雑が予想されます。ご来庁の際は、時間に余裕を持ってお越しください。また、スムーズな申告、待ち時間短縮のためにも、事前に書類の整理や計算、収支内訳書・医療費控除の明細書の作成等のご協力をお願いします。

間合せ先

境町役場税務課 ☎0280-81-1302

## 古河税務署からのお知らせ

### 国税の申告・相談は

# 国税庁 LINE 公式アカウント

が便利です！

国税庁 LINE 公式アカウントから、様々なオンライン手続をご利用いただけます。

各メニューをタップすると、国税庁ホームページ等の各種画面に遷移し、スムーズに手続ができます。

国税庁 LINE 公式アカウント  
の友だち追加はこちらから



確定申告は、e-Tax をご利用ください！



《確定申告はこちら》



作成コーナー

《マイナポータル連携はこちら》



さらに、マイナポータル連携を利用すると、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、自動入力されるので、便利です。

確定申告会場へお越しの方へ

【申告会場】古河税務署（古河市北町5番2号）

【開設期間】令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで（土・日・祝日を除く）

【受付時間】午前8時30分から午後4時まで（相談は午前9時から午後5時まで）

#### 【留意事項】

・確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ① 国税庁 LINE 公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ② 会場で当日配付（配付は午後4時まで）

※午後4時前であっても、入場整理券を全て配付した場合は、受付を終了しますので、入場整理券の取得は、オンラインでの事前発行をおすすめします。

・確定申告会場では、原則として、マイナンバーカードとご自身のスマートフォンを利用して確定申告書等の作成をしていただきます。

#### 問合せ先

《e-Tax・作成コーナーヘルプデスク》 ☎ 0570-01-5901 ※税務相談等を除く

《国税相談専用ダイヤル》 ☎ 0570-00-5901 ※音声案内に従い、相談内容の番号を選択

《古河税務署（代表）》 ☎ 0280-32-4161 ※音声案内に従い、相談内容の番号を選択